

「ゴールド認定事業者（第1号認定販売事業者）」に認定されました！

伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社（本社：広島市中区橋本町、代表取締役社長：葛山修治）は認定LPガス販売事業者制度の中でも最高レベルの「ゴールド認定事業者（第1号認定LPガス販売事業者）」として認定されました。

【認定液化石油ガス販売事業者】とは？

集中監視システム等を導入し、LPガスの保安の高度化に特に積極的に取り組んでいる販売店に対し、経済産業大臣又は都道府県が認定する制度です。

【ゴールド認定事業者】とは？


LPガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、次の 3条件をすべて満たした 一般消費者等の割合が 70%以上 であること。

- 法令で要求する機能を持った遮断弁を有するガスメーター・調整器等の保安確保機器を一般消費者等に設置していること。
- 法令に基づいて保安確保機器の 期限管理 をしていること。
- 無線等の通信手段を利用した集中監視システムを設置し、緊急時には一般消費者等のガスメーターの遮断弁を 遠隔遮断 できること。

【ゴールド認定事業者に対する特例】とは？

- 販売所毎に選任が義務づけられている業務主任者の選任基準の緩和
⇒ 基準となる一般消費者等の数から認定対象消費者等の数の2/3を減じることができる。
- 原則として30分以内に到着とされている緊急時対応の要件の緩和
⇒ 40キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす。
- 4年に1回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部の頻度の緩和
⇒ 10年に1回以上とすることが出来る。
- さらに、一般消費者の設置する燃焼器の全て（飲食店以外の場合には湯沸器、ふろがま、ストーブの燃焼器）は以下のいずれか要件を満たした場合には ★追加特例 を受けられる。
 - ・CO警報器を設置し、ガスメーターと連動して遮断ができること
 - ・不完全燃焼防止装置が付けられていること
 - ・燃焼器が屋外式であること
 - ★追加特例① 緊急時対応の要件の更なる緩和
⇒ 60キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす
 - ★追加特例② 10年に1回以上の頻度の緩和対処を除いた4年に1回以上とされている定期点検調査の頻度の緩和
⇒ 5年に1回以上とすることができる。



 伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社

経済産業省 HP より、認定液化石油ガス販売事業者とは

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/ninteijigyousha.html

(参考)

IoT-R[※]の設置による、環境負荷削減効果

	設置1台あたり	設置100万台あたり
IoT-Rの設置による、検針車両からのCO2排出量削減効果	2.143 kg/年	2,143 t/年
CO2排出量削減効果を"杉の木換算"した本数	0.153 本相当	153,099 本相当

算定根拠詳細		
算定に用いる値、係数		
1日あたりの検針状況	検針件数	70 件
	移動距離	70 km
CO2排出量関連	検針車両燃費(ガソリン車)	13.0 L/km
	ガソリンの二酸化炭素排出量	2.322 kg-CO2/L
	杉の木1本が吸収する二酸化炭素量の平均	14.0 kg/年
削減効果試算詳細		
▷検針1件あたりの走行距離		1.0 km/件
移動距離 70km ÷ 検針件数70件 =		
▷検針車両1kmの走行で排出されるCO2		0.179 kg/km
排出量 2.322kg-CO2/L ÷ 燃費13L/km =		
お客様1件の検針で排出されるCO2(月・年)		0.179 kg/件・月
		2.143 kg/件・年
杉の木換算(年)		0.153 本相当
◎ IoT-R 100万台設置による効果		
CO2排出量削減		2,143 t/年
杉の木換算(年)		153,099 本相当
【参考】 100万台設置効果の各種換算	2019年度の一般家庭1世帯当たりの年間CO2排出量 = 2.8t/年	765 件分相当
	杉の木1本あたりの面積占有率を 12m ² とした場合の森林面積換算	1,837,187 平方メートル
		183.719 ヘクタール
		1.837 平方キロメートル
	東京ドーム換算(46,755m ²)	39 個分相当

※LP ガスマイコンメーターに接続し、メーターの検針値や保安情報などを集中監視センターに送信します。

LPWA (Low Power Wide Area) の新技術を搭載した新しい世界標準規格の通信機器です。

(東洋計器株式会社製)